

平成 2 5 年

第 2 回西原村定例会会議録

平成 2 5 年 6 月 1 1 日

平成 2 5 年 6 月 1 4 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

目 次

第1号(6月11日)

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明(報告第1号・承認第1号～3号 ・議案第28号～30号)	5
日程第 5 休会の件について	8
散会	9

第2号(6月13日)

議事日程第2号	1 1
応招議員氏名	1 2
出席議員氏名	1 3
事務局職員出席者	1 3
説明のため出席した者の職氏名	1 4
開 議	1 5
日程第 1 一般質問	1 5
(田島敬一)	1 5
・「山河の館」の利用活性化について	
・公園の整備について	
・風疹の予防接種について	
(宮田勝則)	2 4
・障害者の雇用について	
・主要道路の交通渋滞対策について	
散 会	3 3

第3号(6月14日)

議事日程第3号	3 5
応招議員氏名	3 7
出席議員氏名	3 8

事務局職員出席者	38
説明のため出席した者の職氏名	39
開 議	40
日程第 1 報告第 1 号 平成24年度西原村一般会計繰越明 許費繰越計算書の報告について	40
日程第 2 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認について 「(専第1号)西原村税条例の一部 を改正する条例の制定について」	43
日程第 3 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認について 「(専第2号)西原村国民健康保険 税条例の一部を改正する条例の制定 について」	45
日程第 4 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認について 「(専第3号)平成24年度西原村 一般会計補正予算(第10号)につ いて」	47
日程第 5 議案第28号 西原村介護保険条例の一部を改正す る条例の制定について	49
日程第 6 議案第29号 阿蘇郡西原村と熊本市との間におけ る消防事務の委託について	51
日程第 7 議案第30号 平成25年度西原村一般会計補正予 算(第1号)について	55
追加日程第1 追加議案の提出の申し出について	60
追加日程第2 議案第31号 西原村一般職の職員の給与の臨時特 例に関する条例の制定について	62
追加日程第3 議案第32号 工事請負契約の締結について	64
日程第 8 委員会審査報告	65
日程第 9 発議第 3 号 西原村議会会議規則第122条に伴 う議員派遣について	67
日程第10 陳情書審議	67
日程第11 組合議会報告	68
日程第12 委員会報告	68
日程第13 委員会の閉会中の継続調査申し出について	68
閉 会	69
署 名	71

平成 2 5 年第 2 回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
6 月 1 1 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開会 ・ 会期決定 ・ 諸般の報告 ・ 村長提案理由説明 ・ 休会の件について ・ 常任委員会 	
6 月 1 2 日	水	休 会		
6 月 1 3 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問（2名） 	
6 月 1 4 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案審議 （報告第1号、承認第1号～第3号、議案第28号～30号） ・ 発議第3号 ・ 組合議会報告 ・ 委員会報告 ・ 委員会の閉会中の継続調査申出 	

提 出 議 案 等

(平成 2 5 年 6 月 1 1 日提出)

(村長提出議案)

- 報告第 1 号 平成 2 4 年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認について「(専第 1 号) 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認について「(専第 2 号) 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認について「(専第 3 号) 平成 2 4 年度西原村一般会計補正予算(第 1 0 号)について」
- 議案第 2 8 号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 阿蘇郡西原村と熊本市との間における消防事務の委託について
- 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算(第 1 号)について

(平成 2 5 年 6 月 1 3 日提出)

(一般質問)

- 1 番 田島敬一君 2 番 宮田勝則君

(平成 2 5 年 6 月 1 4 日提出)

(村長提出議案)

- 議案第 3 1 号 西原村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 工事請負契約の締結について

第 1 号 (6 月 1 1 日)

平成 2 5 年第 2 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 6 月 1 1 日、平成 2 5 年第 2 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日 (火曜日) 議事日程第 1 号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明 (報告第 1 号・承認第 1 号～ 3 号・議案第 2
8 号～ 3 0 号)

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（泉田洋一君）おはようございます。

本日は全員出席でございます。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成25年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番議員、宮田勝則君、10番議員、田島敬一君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月3日に行われました議会運営委員会で、本日11日より14日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、よって会期は、本日11日より14日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として議長から、会議規則第122条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

去る5月16日に熊本県町村議会議長研修会が自治会館で開催され、時事通信社解説委員、政治評論家、田崎史郎氏による「これからの政局・政治はどう動く」という演題で講演が行われ、現在の国の状況から7月に予定されております参議院議員選挙の結果を予想され、参考になりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成25年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、ご審議をいただくことに感謝を申し上げます。

さて、梅雨入りしたとはいえ、太平洋高気圧が弱く、梅雨前線は南下したままで、全国的に雨の少ない日が続いております。しかし、台風3号の発生により、九州に接近するのではと心配しておりましたが、東にそれる予想であります。しかしながら、本格的な梅雨の季節とあわせ、今後、大雨が大変心配されるところであります。

昨年は、7月12日、九州北部豪雨により、阿蘇市、高森町、南阿蘇村におきましては25名の方が犠牲となられ、農地、公共施設など、甚大な被害をこうむっております。一日も早い完全復興を願うものであります。梅雨末期のゲリラ的な集中豪雨、私どもは昨年の阿蘇の大災害を一つの教訓と捉え、いつ発生するか予測不能な災害に対処できるよう心の備えだけは強く持っていかなければならないと思っております。

村といたしましても、6月5日に実施しました災害対策会議及び水防連絡協議会において、区長さん、消防団にお願いをしたところであります。防災管理には細心の注意を払ってまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

久々に明るいニュースがあります。先月5月29日、30日、31日にかけて、石川県七尾市において世界農業遺産国際会議が開催され、県知事を初め阿蘇郡市の全ての首長、県の担当職員と合わせ約20名ほど参加をしてまいりました。既に皆さん方ご承知のとおり、国連食糧農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産に阿蘇地域が認定されました。

阿蘇地域の農業が持つ価値が世界という冠を得て国際的に認められ、農家に誇りを与えるだけでなく、草原維持に欠かせない野焼き支援の広がりなど、多くの効果が期待されると思います。また、農産物の付加価値をつけた認証制度やブランド化など、農業、農家への経済効果を図るとともに、新規就農を促すことにもつながると期待するところであります。

日本一の熊本の米、草原で育ったヘルシーな「あか牛」、そして西原村には畜産を初め米、甘藷、サトイモ、万次郎カボチャ、野菜など、多くの農産物が生産されております。世界農業遺産の阿蘇で育った農産物として発信すれば、その効果は大きいものと考えます。議員各位におかれましても、基幹産業である農業の振興に向け、なお一層のご指導とご協力をお願いするものであります。

それでは、本定例会に提案しております議案の説明をさせていただきます。

報告第1号、平成24年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

今回報告いたします事業としましては、総務費2件、農林水産業費3件、土木費2件、教育費1件の合わせて8事業でございます。翌年度繰越額としましては6億2,951万円計上しております。その財源といたしましては、国・県等補助金4億1,664万3,000円、地方債1億2,170万円、一般財源9,116万7,000円となっております。これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものです。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

承認第1号、専決処分報告及び承認について「(専第1号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、平成25年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分とさせていただきます。詳細につきましては、税務課長よりご説明申し上げます。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正し、平成25年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分とさせていただきます。詳細につきましては、税務課長よりご説明申し上げます。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）平成24年度西原村一般会計補正予算（第10号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第10号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,562万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億659万7,000円とするものでございます。

補正の主なものについて申し上げますと、歳入につきましては、地方譲与税、ゴルフ場利用税交付金、地方交付税等の国・県の交付額が決定したので、補正をしております。国庫支出金、県支出金につきましては、国・県の児童手当等負担金及び事務取扱交付金の減額補正をしております。

歳出につきましては、児童手当等負担金の減額等によりまして、社会福祉総務費及び児童福祉総務費の財源組み替えをいたしております。予備費に3,562万2,000円を増額しております。

今回の補正予算は年度末に額が確定したものであり、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第28号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

介護保険法第63条の該当者を減免対象とするため、西原村介護保険条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第29号、阿蘇郡西原村と熊本市との間における消防事務の委託についてご説明申し上げます。

平成21年11月、熊本県の広域化推進計画に基づく中央ブロック消防広域化協議会を設立し、これまで熊本市消防局、高遊原南消防本部並びに構成市町村において29項目の消防広域化に関する基本事項について協議を進めてまい

りましたが、3月開催の第10回協議会において熊本市消防局と高遊原南消防本部での消防広域化を目指し、全ての協議事項について構成市町村間で合意をいたしました。

今回、平成26年4月1日の広域化を目指し、西原村と熊本市の間における消防事務の委託に関する規約を定めるものでございます。西原村と熊本市の間における消防事務の委託について、地方自治法第252条14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第30号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,439万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29億4,029万円とするものでございます。

補正の主なものについて申し上げますと、歳入では、款16財産収入、鳥子工業団地内村有地（村道）の売り払い収入1,321万6,000円の増額補正、款20諸収入で公団分収造林負担金4,770万円の増額補正、款21村債（緊急防災・減災事業債）3,190万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、款5農林水産業費、保育除間伐等で4,770万円の増額補正、款6商工費1,388万4,000円の増額補正、鳥子工業団地内土地購入費及び登記委託料でございます。款8消防費、高規格救急車購入、防災行政無線戸別受信機購入等でございます。あと、予備費を453万2,000円減額補正しております。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、本定例会におきましては、報告1件、承認3件、議案3件を提案させていただきました。議員各位におかれましては全案件とも慎重にご審議をいただき、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。お世話になります。

○議長（泉田洋一君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日12日は本会議を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、明日12日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、次の会議は6月13日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前 10 時 15 分 散 会

第 2 号 (6 月 1 3 日)

平成 2 5 年第 2 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 6 月 1 3 日、平成 2 5 年第 2 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 6 月 1 3 日 (木曜日) 議事日程第 2 号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開議

○議長（泉田洋一君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6月3日に行いました議会運営委員会の中で、発言時間はおのこの40分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、40分以内と決定します。

受領番号1番、10番議員、田島敬一君。件数3件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君）おはようございます。田島敬一です。

お手元でございます一般質問の通告の一覧表にありますように、3点にわたって一般質問をさせていただきます。

順番についてですけれども、1、2、3とありますけれども、3番を最初に、2番、1番と、こういう順番に入れかえさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。（「はい、どうぞ」の声）

まず、風疹の予防接種についてでございます。

新聞報道やテレビ、あるいはインターネットなどでも、今全国的に風疹が大流行してきているということが報告されております。その状況を調べますと、去年1年間の感染者数の既に4倍が、ことし、今6月ですけれども、半年間で4倍も患者数が出てきているということが発表されております。ということは、去年の8倍というペースでございます。これまで東京や関東、首都圏、そして関西方面で特に急増しておりますが、熊本県はその中でも既に56人ということでございまして、厚生労働省も大体感染のピークは傾向からして初夏が多いということで、これからが大変警戒しなくてはならないということをおっしゃっております。

考えてみますと、これまで予防接種が行われてきましたけれども、年代によって予防接種を受ける人が多い年代層、また少なかった層、女性だけだったというような層などもまちまちでありまして、現在最も警戒しなければならないのは、子どもを妊娠する年代であります20代から40代と、この年齢層がちょうど、特に男はワクチンを接種する機会がなかったということで、患者の4分の3が現在の発症率からしますと男ということでございます。そうしますと、男が感染しまして妊娠初期の女性に移すと、こうしますと胎児が難聴になったり白内障、あるいは心臓病などということで、先天性の障害者ということになってしまいます。そうならないようにするためにはどうした

らよいかと、やはり本当は国・県、力を入れて予防接種に補助をするというのがよいのでございますけれども、国はなかなか腰が重いようです。

ところが、全国の自治体を見ましても、例えば神奈川県などでは、全自治体に予防接種の補助をするとかいうふうに取り組みを始めております。西原村においても独自に、やはり20代から40代に絞ってでも、希望者に助成していろいろな機会に接種をするようにというふうなことで推進してはいかがでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

○議長（泉田洋一君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） お答えをさせていただきます。

風疹の予防接種についてというご質問であります。風疹が去年の6倍ほどに急増している状況であると、20代から40代にかけての世代は予防接種を受けている割合が少ないと、妊娠時に罹患した場合、胎児に先天性の難聴や心疾患になる可能性がある。村独自に希望者に助成して接種を推進してはどうかというご質問でございます。

田島議員が申されましたように、平成24年から風疹が全国的に大流行しており、急速にその感染が広がっているということは承知をしております。妊娠初期の女性が風疹に感染すると、赤ちゃんが先天性風疹症候群、先天性の心疾患とか白内障とか難聴を発生する可能性があります。そこで、風疹流行拡大に対応し、妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、緊急対策として成人への風疹の予防接種費用を助成する自治体もふえていることも承知をしております。今申されましたように、神奈川県は全ての自治体が行っていることでもあります。

国立感染症研究所発表の5月26日現在で申し上げますと、風疹の発生動向調査結果では、1週間の報告が673件、累計報告数が8,507件となり、昨年1年間の報告件数2,392件の3倍を上回る勢いで増加していることも明らかになっております。風疹の年間累計報告数は、平成22年が87件、平成23年が378件、平成24年が2,392件と、平成24年春先から急激にふえ続けております。都道府県別の風疹累計報告数を見ますと、最多は、一番多いのは東京都2,336件、次いで大阪府1,758件、神奈川県1,066件、兵庫県701件となっております。

熊本県の状況は、これも5月26日現在で申し上げますけれども、累計報告数で54件、先ほど最近の報告では56件となっておりますけれども、5月26日現在では54件で、昨年1年間の報告数5件の10倍になっております。54件中41件、約76%が男性の発症で、20歳代、50歳代に集中をしております。ちなみに、阿蘇保健所管内での感染報告はございません。そのほか県内の保健所では、山鹿保健所、有明保健所、天草保健所が感染症の報告が0件であります。西原村の近隣であります菊池と御船保健所は、それぞれ2件発生をして

おります。年代別では、20歳代の男性の感染が突出しており17件で、全体の32%を占めております。

日本では、先ほど議員も申されましたように、昭和52年8月から平成7年3月までは中学生の女子のみが風疹ワクチン定期接種の対象でございました。平成6年の予防接種法改正により、平成7年4月から接種対象は生後12カ月以上90カ月未満の男女に変更になっております。このことから、20歳代、40歳代の谷間世代と言われる風疹が流行していると言われております。

西原村の風疹の受診率でございますけれども、平成5年以降生まれた人について、平均受診率は98.4%を超えております。また、平成19年に10代から20代を中心とした麻疹の全国流行を受けて、平成24年度の経過措置として中学1年生、13歳になる年度であります、あるいは高校3年生相当の年齢、18歳になる年度の者を対象に、2回目の定期接種が原則MRワクチンで行われることとなりました。2回目の接種機会は、生年月日により小学校入学前1年間、中学1年生、高校3年生相当の年齢の違いはありますが、第4期の接種率は特に大都市圏で低かったと言われております。この経過措置の期間の西原村の平均受診率は97.4%となっております。

そこで、全国の自治体の補助助成団体、助成をしている団体の数を申しますと、先ほど全国の感染状況を申し上げましたが、累計感染数の多い自治体が助成制度を設けておられます。議員のお申しのデータと少し違うところはあるかもしれませんが、先週末現在で340の自治体が助成する、もしくは検討しているとのことであります。一部助成が208市町村、全額助成が50市町村、予定が10市町村となっております。熊本県内では、6月始めに天草市が助成制度を設けたというテレビニュースを見たと思いますが、新聞に掲載されたのを確認できておりません。九州管内でも少数の自治体しか実施しておりません。

西原村といたしましては、県内自治体の動向を踏まえて助成制度を創設するか否かの検討をしたいと考えております。以上です。

○議長（泉田洋一君）田島議員、2回目の質問に入ってください。

○10番議員（田島敬一君）検討していただけるということで、それはありがたいのですが、西原村は特に熊本空港を控えておまして、東京あるいは関西、こういったところから来客する人はよく通過するということでございます。やはり一番交通的に警戒をしなければならない地にあるのが、この西原村だろうと思っておりますので、ぜひご検討をよろしくお願いします。

次に、2番目に移りまして公園の整備についてです。

高遊地区を中心といたしまして、それだけでありませんけれども新興住宅地が各地に随分と広がってきている昨今でございます。人口が県内でも増加をしている数少ない村がこの西原村という中で、公園がどうもやはり見当たらないというか、あっても遠いかという状況で、どうも見ていると窮屈な感

じがしてなりません。子どもたちが元気に遊べる場所、あるいは小さな子どもを持つお母さんたちがその公園に集まっていろいろな会話をしたり交流をしたりできるようなそういう場所が欲しいという声が、たくさんこれまで寄せられてまいりました。

そういうときに、準都市計画地域とかいうことも出てまいりましたけれども、やはりいざ災害が起こった場合にどうするのかというようなことと絡みまして、やはり住宅密集地がぎっしり詰まっていたら災害に強い地域にはなかなかないだろうと思います。たまたま、国は災害に強い国土づくりということで、国土強靱化の方針で臨んでおります。そういったときに、住宅密集地に防災拠点というような名目も含めまして、うまくそういった観点で生かして公園を整備することが必要ではないかと、今がチャンスではないかと思うわけです。

たまたま阿蘇広域に積み立てておりましたふるさと市町村圏という積立金がございますけれども、阿蘇地域の消防は、消防署を建て直すということに使おうというようなことで、ところが西原村は、消防は別でございますので、7,000万円ほどこれが返ってくるというか、これを申請すれば使えるというような状況だと思います。阿蘇広域のふるさと市町村圏の積立金も、消防ということはいわゆる災害ということに関連します。だから、同じような趣旨ということで、西原村も災害を念頭に置いた公園の整備ということで申請すれば活用できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）2点目の、公園整備についてというご質問でございます。質問内容が、国は災害に強い国土強靱化の方針で臨んでおる。住宅密集地に防災拠点として公園を整備する必要はないかと。続いて、その阿蘇広域に積み立てているふるさと市町村圏の積立金から7,000万円を活用してはどうかという内容のご質問でございます。

高遊地区の公園整備については以前もご質問を受けたと思いますけれども、基本的な考えは変わらないということでございます。

まず最初の、国は災害に強い国土強靱化の方針で臨んでおると、住宅密集地に防災拠点として公園の整備をする必要はないかというお尋ねでございますけれども、住宅密集地に防災拠点としての基本的な考え方は、現況において高遊地区のほうを指されていると思いますけれども、住宅密集地での防災拠点施設としての公園を整備する必要となりますと、それなりの大規模な土地、それらに伴う道路誘導網の整備が必要になるかと思っております。大抵の災害箇所は、避難場所等の報道等を見ても、2次災害時の防災対策費や避難時の誘導網など、道路網の整備に力を注ぐことも防災対策として考え、また現存します村民グラウンド等の利用もその一つの方法ではないかと思っております。

それから、現在進めております総合体育館建設計画において、役場を中心に考えておりましたけれども、その体育館周辺を駐車場や公園等の防災拠点にもなるよう視野に入れて、今計画をしておるところでもございます。

阿蘇広域に積み立てていたふるさと市町村圏の積立金から7,000万円を活用したらどうかという質問でもございますけれども、このお金の使い道については、阿蘇広域行政組合によりますふるさと市町村圏積立金などを使い、住宅地に公園や生活道の整備をしてはどうかということで解釈をいたしますけれども、今までこの積立金におきましては、基金運用利息によって阿蘇の火まつりなどの観光イベント、各市町村が実施する冬場のイベント等に補助金として交付をされておりましたが、近年のこの経済不況によりまして運用利息も少なくなり、田島議員も阿蘇広域行政組合の議員であらせられますのでもうご承知のとおり、西原村を除く阿蘇管内市町村におきましては、平成25年度において消防署の改修のため積立金の取り崩しをされる予定でございます。本村といたしましては、今申されましたように消防については関係ございませんので、西原分の積立金6,300万円があります。さらに阿蘇広域で策定しております、阿蘇ふるさと市町村圏計画における基本計画におきまして広域で取り組む施策、市町村での取り組む施策に分けられており、その施策に基づいて各市町村より3カ年の実施計画を策定し、報告をしております。その報告した事業を行えば、熊本県が積み立てております1億円のうち、それも分配しますと西原分としては7.6%、約760万円も使用できることとなっております。

西原村におきましては、各課より平成24年から26年までの3カ年の実施計画におきまして、代表的な事業を予定しております。その事業内容を申し上げますと、企画商工課よりは太陽光発電設置費補助、住民課は福祉タクシー券助成事業・子ども医療費助成、総務課におきましても交通安全施設工事費、教育委員会では青少年健全育成事業・西原女性活動事業、そして産業課では小学生の通学路であります道路が狭い万徳新所線、それから役場前から保育所前を通っていきます役場堤下線の道路改良を今計画しているところでございます。

今現在、平成25年度での各集落からいろいろな要望が上がっておりますが、2月末で37件ほど要望がいろいろなところから上がっております。道路改良・改修が19件とか、舗装補修が5件、側溝改修が7件、その他6件で、全てが生活道路関係でございます。できる限り要望に応えなければなりません、やはり危険性や緊急性を重視しながら整備を進めていきたいというふうに思っております。

本年度は先ほど申しましたように、産業課が計画をしております、多くの事業費を要する小学生の通学路でありますこの2つの路線を優先的に整備を進めるならばと、そのふるさと市町村圏の分配金を利用して進めるならばと

考えております。

いろいろな数多くの計画の中で、住宅密集地の公園整備として考慮するならば、1つ考えられますのは、先ほど申し上げました防災対策や避難時の誘導網などの道路網の整備に力を注ぎ、村民グラウンドや総合体育館建設が終わった段階での住宅密集地としての道路網の改修整備により、より身近な防災拠点としての公園の位置づけとなるような施策が考えられますので、現在のところ、地域の公園整備にふるさと市町村圏の積立金を充てる考えは今のところございません。以上です。

○議長（泉田洋一君）田島議員、2回目の質問をしてください。

○10番議員（田島敬一君）西原村を全体的に考えてみましたときに、やはりそれぞれの地域の施設がいかにして効率的に機能していくのかという観点が見詰めなおすときに必要じゃないかと思えます。

そうしたときに、中心部に体育館をつくるということも、それとも兼ね合いで計画をしていくことを考えましたときに、例えば今現在あります村民グラウンド、これが結構面積的には広大なんですけれども、高遊は人口が密集していると、ところがなかなか本来防災拠点としても役に立つはずなんですけれども、道が細くてなかなか通りにくいと、いざ交通混雑という場合には機能しないということは大変もったいないことではないかと思うわけです。私が住んでおります化粧塚あたりにはいろいろ、道が狭くて高遊まで行くのに非常に大回りをしなければいけないとかそういうこともございます。

先ほど村長が言われましたように、道路網の整備ということも防災対策の一つとして考えられるということでもありますならば、公園整備ということではないにしても、現存している施設を最大限に活用するという観点もまた必要ではないかと思うわけなんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに議員が申されましたように、高遊地区に公園の必要性も十分理解するところがございますけれども、まだまだ高遊地区に生活道路として整備する道路が幾つもございます。ことし4月開園いたしました、阿蘇こうのとり保育園前の道路整備も始め、未整備の生活道路整備をするのが私は先決ではなかろうかなというふうに思います。そしてまた、それぞれの地域にある、今、西原村にある公園につきましては、それぞれの地域で整備をなされております。これも以前に申し上げましたとおりでございます。1集落だけ村の事業費で整備するのは、ほかの集落からお叱りを受けはしないかというところで、そういったところも危惧するところがございます。全体で利用するこの総合体育館近くの中央公園といいますかな、そういったところを視野に入れて検討したいというふうに思っております。

このようにこの新聞にありますように、児童の列にまさかの車ということで、子どもたちの通学路には本当に今、この堂園小森線あるいは役場堤下線

あたりを通るとき道路が狭いと、いつこのような事故が起きるかわからないということであり、次の世代を担う西原の子どもたちがより安全に通学ができるような、この道路の整備のほうが先ではないかなというふうに思っております。

確かに、地区住民の憩いの場、あるいは子どもたちの遊びの場として、議員が申されますように防災拠点としての公園でありますけれども、まずもって日常生活の中に優先的に取り組まなければならない事業が多くございます。小学校、中学校の子どもたちのより安全でより安心な通学路を確保させていただくためにも、こういった危険な道路の整備から進めさせていただくならばというふうに思っております。その後、高遊地区の公園整備を検討させていただくならばと、そういった多くの事業がめじろ押しでそれぞれの地域から上がっておりますので、そういったところをまずするのが先ではなかろうかなというふうに思っております。遊びの場はもちろん必要でございますので、その後検討をさせていただくならばというふうに思います。以上です。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。3回目行きますか。なら、3回目どうぞ。

○10番議員（田島敬一君）まとめですけれども、きのう全員協議会で見せていただきました、準都市計画、この中にも書いてありますけれども、高遊地区の中にも結構段差がありまして、ちょっとそこまで行くにも大回りをしなくてはならないというところがあちこちにあるようです。この高遊を村民グラウンドへのアクセスというふうに考えますと、やはり袋小路的な構造だとか段差がありまして、なかなか道路がつながっていないということは、もし何かの災害があった場合は、現在のグラウンドも活用できるわけですから。ところが、活用しにくいという状況であるというのも、この準都市計画をいいチャンスとして考えていただければというふうに思います。

そして、次に移りたいと思います。

○議長（泉田洋一君）答弁はよろしいですか。

○10番議員（田島敬一君）はい。

○議長（泉田洋一君）では、3番目の質問入ってください。

○10番議員（田島敬一君）山河の館の利用活性化についてですが、現在、図書室などもありまして、子どもたちも休みの日とか放課後などにも来たり、またお母さんたちも利用されていることで、大変喜ばれております。職員の方々も読み聞かせだとか、できるだけ子どもたちにも親しまれるようにということで努力されております。

しかしながら、皆さんご存じのとおり、土曜日が閉館ということで、学校に行く子どもたちは土曜、日曜日が休みです。その主なる利用する日にちであります土曜、日曜日のうちの土曜日が閉館ということになりますと、利用・活用度ということでは2分の1になりはしないかと思うわけです。せつ

かく立派な施設がありながら、十分な活用ができるのからしまして2分の1ということは、費用対効果の意味からも大変もったいないことではないかと思うわけです。よって、この土曜開館を検討されてはいかがでしょうか。そうしますと子どもたちがたくさん勉強に来るだろうし、また働くサラリーマンの方々も土曜、日曜が休みというところも多いと思います。利用度が格段に上がると思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（泉田洋一君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）山河の館の図書室についての土曜日開館ということでございます。

ご存じのとおり、山河の館は23年1月にオープンをいたしております。古い中央公民館の中にも図書室はあったわけですがけれども、みすぼらしい部分でもございました。二、三年空白もありましたけれども、この山河の館、図書室をつくるということになりまして、21年にアンケート調査をしているところでございます。そのアンケート調査でも、当然ですけれども、3分の2の回収した中では、3分の2は閉館は平日がいいと、あと3分の1の方はどちらでもいいというような回答でございました。当然、開館に当たっては設置条例なるものをつくらなんということでもございましたので、当然、中央公民館のときにもありましたが、設置条例をつくる中で、とりわけ図書室についてはどうするかということで、田島議員も当事は社会教育委員もされておったと思いますが、社会教育委員のほうに諮問をいたしまして、平成22年に諮問をいたしまして、平成22年度末だったのですか、答申をいただいているところであります。

日曜、祭日、土曜日と休みはあるわけでございますが、その中で検討をされて諮問、答申をいただいた中で、その背景にはいろいろさまざまあるわけですがけれども、土曜日は当面閉館してはどうかと。当然、この利用状況等を踏まえ、将来的には土曜日は開館する方向で検討してほしいという部分でございました。ですから、答えは検討してはどうかということでございますが、検討は随時しているところでもあります。

今年で3年目に入っているところで、3年目に入りまして、今年から教育委員と社会教育委員の合同会議を立ち上げております。内容的には教育委員関係、委員連絡協議会ということでスポーツ推進委員も文化財保護委員もその中には入っていますけれども、とりわけ教育委員と社会教育委員15名、今社会教育委員9名ですが、1人欠員ですので14名で合同会議を開きながら、その土曜日閉館等についての検討もいたしました。

当面3年間はという感じで、今3年目を迎えてそのままやっているところでございますが、これも当初からやはり職員は、教育委員会職員がふえたわけでもございませんので、職員は正職員が担当が行ったり来たりする方向で一つはあります。ですから、非常勤職員を配置しなければならないというこ

とで募集をかけまして、非常勤職員、これも司書の方は村内ではなかなかおられませんので、今現状としては非常勤の職員の方が村内の方で3名と、それと司書の方、指導いただいている方が市内のほうから1名、これは実数的には少ないですけれども。ですから、非常勤職員の方々はやはり週20時間前後です。余り長くなるとこれも制限がございますので、そういった形での雇用体系の中で、今、回しているところであります。

ですから、諮問の中でも、本来ならば正職員を1人は置いたほうが良いと、山河の館の事務所に、そういった諮問の内容でもあったかと思いますが、教育委員会が側にあるから、教育委員会の役場のほうで正職員がおりながら、担当職員は土日、あるいは日曜・祭日は当初出向くということで1年半ぐらいはそれでやってきたところであります。ですから、正職員が日曜・祭日に出るときは、これは時間外手当だったり代休だったりやるわけですけれども、その辺の背景もございましたが、今3年目を迎えてこれはゴールデンウィークも乗り越えましたので、3年目を迎えて非常勤職員でやっていける部分がかなりになりました。ですから、ただ、今年までは土曜閉館の状況です。

現場に土曜あけてくれという要求は今のところ一つもないということですが、要求がないからといって土曜日を閉館するということではございませんで、やはり土曜、日曜、祭日の平均人員が40名いていないぐらいですかね、平均が。平日がやっぱり20名ちょっとぐらいです。子どもがどちらが多いかという、平日は子どもは学校帰りとかが多いわけですので、今のところ水曜日とか多いときは多いということらしい。水曜日は一斉下校とかありますので、子どもの利用状況はそういったところ。当然うちに帰る子どもが中心になるとは思います。

ですから、検討してみたいかという部分については、常日頃から当然、これは平日休館を検討はしているところです。そうすると平日を、月1回ぐらいプラスアルファでまた増やして、よその図書館あたり、大きな図書館、大津とか菊陽、市が10万部ぐらいは多分ありはしないかなと思いますが、うちは今1万ちょっとです。

大津には借りられると、大津は隣接市町村には貸し出し可能ということですので、向こうのほうに近いですから、大津の図書館とうちの図書室を活用していただければ十分、今のところいけるかなというふうに思います。ただ、土曜日開館については、当然ここは検討すると、検討しているということでもあります。以上です。

- 議長（泉田洋一君）田島議員、時間がありませんが。
- 10番議員（田島敬一君）まとめをさせていただきます。
- 議長（泉田洋一君）最後のまとめをしてください。
- 10番議員（田島敬一君）3年目ということで、検討は常にしてこられたということで、これまでの傾向をぜひ分析されまして、平日に休日に移すなり

して土日利用できるようにしていただきたいと思います。

今、大津図書館が月曜日の閉館でありまして、菊陽の図書館が火曜日だそう
です。平日の利用率、子どもが例えば水曜日が利用が多いということであ
るならば、できるだけ近隣の図書館とダブらないような形で曜日を選ぶなり
して、ぜひ検討していただきたいというふうに申しまして一般質問を終わら
せていただきます。ありがとうございました。

○議長（泉田洋一君）暫時休憩します。

（午前10時41分）

（午前11時00分）

○議長（泉田洋一君）休憩前に引き続き会議を再開します。

宮田勝則君、質問に入ってください。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 質問）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。本日は2件の通告をしており
ますけれども、村長並びに関係の課長には若干お答えを願うことがあるかと
思いますけれども、よろしく願いいたします。

まず、第1点目でございます。障害者の雇用についてという質問の中で、
村においての障害者の雇用義務についてどう考えるかというところで、まず
この障害者の雇用についての法律があります。障害者の雇用推進等に関する
法律ということで、障害者雇用促進法と言われております。この法律の中で、
目的として、「この法律は身体障害者または知的障害者の雇用義務等に基づ
く雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者
がその能力に適合する職業に就くことなどを通じてその職業生活において自
立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安
定を図ることを目的」としておる法律です。長いですが、この促進法
の中の障害者と言われる障害者では、身体障害者、知的障害者、また精神障
害者があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、また職業生活
を営むことが著しく困難な者と定義づけられております。

そういった中で、各国・県・市町村等におかれましては、当然その指導す
る立場でもありながら、同時に義務も課せられております。当然、雇用率、
障害者の雇用率等、数字的な話は後ほど申し上げますが、現在の本村の状況、
これは執行部側から後ほど答弁もりたいと思いますが、私どもから見る職
員数といいますと総勢約100名になります。雇用率的には当然行政の率を下
回ってはいけないということ、2.1%の縛りがかけられているというところ
でございます。そういった中で本村における状況をずっと見てみますと、私
が初当選しました9年前は2名おられたかと記憶しております。その後、1
名の方が退職され現在1名ということで、率先した動きがなかなか出ていな
いというふうにも思っております。

これは、村長が総括する部分に関しては目標設定がされておりますけれども、あと出先部分、教育委員会並びに議会事務局等代表するところでは、任命権者が違うというところで除外されておりますけれども、実質的には職員という中におります。そういった中で現在の状況と今後の方向性、どう考えられているのか、まずお聞きします。

○議長（泉田洋一君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えさせていただきます。

障害者の雇用についてと、地方自治体における、村における障害者の雇用義務についてどう考えているかというご質問でございます。

今、議員が申されましたように、障害者の雇用の促進に関する法律というものがございます。今、議員が語る述べられたとおりでございます。端的に言えば、職業生活において自立することを促進するための措置として総合的に講じ、障害者の職業の安定を図ることを目的とするものであるということであると思います。

また、障害者の雇用について、事業主その他、国一般の理解を高めるとともに、事業主、障害者、その他の関係者に対する援助の処置及び障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの処置を講ずると、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るために必要な施策、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、総合的かつ効率的に推進に努めることが国及び地方自治体としての責務と定めてございます。

この障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率、法定雇用率以上になるよう義務づけられております。本年、平成25年4月1日から、その障害者の法定雇用率の引き上げが行われております。民間企業は、現行の1.8%から2%、国・地方公共団体では、現行の2.1%から2.3%、都道府県等の教育委員会は、現行の2%から2.2%となっております。

障害者の雇用を進めていく根底には、共生社会実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一因としてともに生活できる社会を実現するためには、職業によって自立を進めることが重要であると考えております。障害者の就労意欲は近年急速に高まっており、障害者が職業を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、障害者雇用対策を進めなければなりません。

本村における障害者の雇用義務についてどう考えているかというご質問でございます。毎年、厚生労働大臣、県の労働局長へ報告しております。障害者任免状況報告書の昨年度報告を見ますと、西原村役場においては、短時間勤務職員を除いた職員数は83名、うち通報義務外となります。法定雇用率外となりますのが議会事務局職員、農業委員会事務職員、教育委員会職員、

公営企業、これは簡水・工水でございますけれども、それら合計しますと16名を除いた職員数は67名となっております。今現在、村で雇用しております障害者の方は1名でありまして、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数67名中、障害者数1名となり、実雇用率1.49%であります。障害者の法定雇用率を下回っている状況でございますが、法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者、また精神障害者の数は、1名未満は切り捨てるということになっておりますので、67名の2.3%は1.54名となっております。よって1名で法定雇用者数を満たしており、現在は、不足者数は0名ということであります。

熊本市あたり、職員採用試験を実施においては、身体障害者を対象とする採用選考試験が行われておりますけれども、私どものような村では、職員採用が毎年は行われないと。採用があっても数名とある状況でございます、障害者を対象とする採用選考枠を設けることは困難でございます。そういうことで通常の採用試験を受験していただくこととなります。

村といたしましても、障害のある人がその能力と適性に応じた雇用の場についていただき、地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉、教育と連携をとりながら、障害のある人の就労支援に取り組んでまいりたいというふうに思っております。今のところお答えするのは以上でございます。

○議長（泉田洋一君）2回目の質問に入ってください。

○9番議員（宮田勝則君）はい、2回目に行きます。

今、村長の答弁をお聞きしますと、数字的なこと、私の持つておる資料とほぼ同じ。これは、報告義務が今月あるというところで、一緒のような数字になっております。

他のここにおられる方、ちょっと参考までに申しますと、近隣町村でいいますと、まず大津町さんのほうが職員数205名に対して5名を雇用されておると、益城町さんが249名に対して4名ですが、そのほかに教育委員会でまた1名雇用されておるといってお話だそうです。菊陽町さんのほう220名に対して4名、南阿蘇村さんで163名中の4名というところです。先ほど村長が申されました雇用率に関して、1.49という数字が、本村において県内の各市町村のところ申しますと決して高いところにはないと、逆に下のほうからようようついていきよるといった現状もあります。ただ、西原村が当然、総職員数も少ないというところで、これが1ふえましたらもう当然大きく上位のほうに上がってくるという現状はあります。

雇用におきましても、民間企業、県内におきましては、県内では相当各企業さん頑張られておまして、全国平均を上回る熊本県の状況です。こういった企業の皆さん方の雇用、大変、設備投資もかかります。1人の障害者を雇用するのに、まず企業内の施設整備、当然、段差なし等昇降設備を含めまして相当額の設備投資が必要ではございますが、そういった形で行われてい

るのも県内の状況です。

私どもの村も、福祉の村というところの熊本県の中でも名前が一時有名になったような経緯もありますので、今後、先ほど熊本市の例をとられましたけれども、正職員はなかなか障害者向けの正職員の雇用という枠をくくった中での採用試験というのは難しいというお話でしたので、通常試験を受けられて正規雇用のほうにトライしてもらおうという形は今でも行われておりますが、いろいろな職員の雇用の仕方がございます。今現在の雇用もその一つだと思いますが、臨時及び嘱託、条例の中で定義がうたわれておりますけれども、その職務規定にのっとって雇用していただければ、村のまたPRにもなるのかなといったふうにも思います。近くには、たんぽぽハウスもあります。

そういった中で、障害者手帳をもらわれておる方というのは、村内に相当数おった記憶が総務委員会のほうのときに思っておりますので、そういった方々の就労の促進にもなるかと思っておりますので、今後そういった方向性を出していくのか、まずこの表の中の上位に行くことはすぐ可能ですが、そういう方向性に向かうのか、このままの状況で県下レベルの低いラインでいくのか、お答え願えればと思います。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）議員が持っておられる資料と、少し私の資料は若干違うかなと思っておりますけれども、今、障害者を雇用している自治体は、45市町村の中で42ございます。法定雇用率2.3%以下の自治体が29ございまして、全体の約7割は端数切り捨ての職員を採用しておるということでございます。また、この雇用率に合わせて不足している自治体もございます。7自治体ほどが不足をしておる自治体があるということでございます。

今、議員が申されましたように、下のほうで行くのか上に行くのか、確かに議員が申されますように1.49というのは下から6番目ということでございます。これが、もし2名になった場合には約3%になります。そうなれば上から5番目あたりに行くのかなということでございます。

そういうことで採用試験というふうに申し上げましたが、そのほか臨時とか嘱託とかというお話でございしますが、上げるだけが目的でなくして、その人が果たしてこの役場に来たいとか、そしてまたお互いが必要があると、あるいは臨時とか嘱託では採用するところも考えられると、本来ならば本職として一般試験を受けていただければなお一層いいんじゃないかなというふうに思っております。

おかげさまで、先ほど申されましたように、身体障害者の方はバリアフリーもなければいかんし、エレベーターもなければいかんということで、全てうちの役場のほうには整っておるということでございます。

企業さんのことは企業さんでさておきまして、うちのほうにも身体障害者

の方が316名おられます。18歳未満の方が2名ということでございまして、身体障害者連合福祉協会というようなのがございまして、その中に約100名ほどの方が参加をなされております。その中で身障連のスポーツ大会等には約半分ほど参加をして、そのうちのまた半分、50名近くの方が出席をしております。本来ならば、より多くの方がそういった大会にも、スポーツ大会にも出席をしていただければと思うところでありますけれども、やはりまだまだ何と申しますか、自分が障害者であることを隠したいというような思いの方もございます。そういった方々もぜひともスポーツ大会あたりへ出てこられるような状況もつくらなければならないというふうに思っております。

そういうことで、316名おられますけれども、それぞれ日常生活が十分できる方ももう半分以上はおられるのではないかなというふうに思います。障害者の方が障害者というふうに、外部から見ても障害を持っておられるか持っておられないかわからないような元気な人ももちろんおられます。そういったことで、若い人は、特に今後うちの比率を3%ぐらい上げるならば、本来ならば試験を受けていただきたいというふうに思います。臨時でもそういった条件であれば考えていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

○9番議員（宮田勝則君）はい、3回目になります、一応この質問に関してまとめます。

障害をお持ちの方、またその保護者、御家族の方、本人も含めまして、自分が障害者であるというのを隠したいという方もおられます。いった中で、この村の雇用に関しては、そういう方々、障害をお持ちの方々も窓を広げていますよといったことを、今回定例会で質問しましたからゆうすいには載ります。ぜひともそういったことで、役場の広報西原のほうにもそういった形で掲載されればというところを願って、この質問は終わりたいと思います。

次に移りまして、主要道路渋滞対策についてということで、県道堂園小森線の完成年度はと、またこの道路と第2空港線にほぼ並行で、東西線ということで地域再生事業を実施されている益城町さんの町道農免道路線、通称グランメッセの道路になりますけれど、何の線か名前がついていますので、西原村の境界側という農免道路線になりますので、その延長線上にある西原村が施策として何もしないのもどうかと思ひまして質問をしております。

内容的なやつをまず質問の中に入れておきたいと思いますが、熊本県道堂園小森線、この現在の事業が始まったのは、県の予算のほうを見ますと平成18年度、現在のセブンイレブンの交差点前から村道田中高遊線までの区間、全長2.9kmの部分が概略設計で委託されております。その翌年には、その道路線の基本設計委託ということで、ここで数字がぐるっと変わっております。延長1.8km、これの基本設計がなされて、現在の道路の改良工事がなされて

おると。どこかで900mがなくなっておるのもここでご披露したいと思いません。

現在、暫定形ではございますが、供用されておりますが二百七、八十mというところになります。300mを切ったような状況の供用です。当初予算からいたしますと、平成18年度、現在平成25年度ですので、7年間で約300mという実施状況でございます。

県の道路整備課の課長さんにお聞きしましたところ、本年度、平成25年度より益城町の区間におきましては予算がついております。益城町工区ということで、県の工区で言いますと小谷工区と申しますが、平成25年から平成30年にかけて6年間、延長約1.5km、総事業費7億円ということで、事業が本年度より予算計上されて進むという形になっております。その中で質問しましたところ、県の担当者の方は、西原工区、2工区というお話でされましたけれども、今現在進んでいる高遊地区内でございます。予算的には措置は可能でございますが、用地的に非常に難しいと、完成年度は非常に答えられないという状況でございます。

そういった中で、せんだって村長と同席する機会がありました参議院選挙の関係の集まりにおきまして、現職大臣並びに県議員の方にもお願いもされておったと記憶しております。早期完成というところで県も大熊本構想ということで主要の一つに上がっておりますが、非常に進まない、何らか策はないかと考えておりますが、村長が最初に当選された平成20年9月19日付で早速、国土交通大臣宛てに要望書という形で、村の道路状況、整備率、非常に県内でも全国的に見ても低い状況という申し込みをされて、現在に予算がつくような形になったかと思えます。

今後、この県の事業、完成年度もわからない事業を待っていいのか、その辺も含めまして、地域再生道路といった形もやっておる路線を主に活用していかざるを得ない状況も出てくるかと思えます。今後の方針をまずお聞きしたいと思えます。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）主要道路の交通渋滞対策ということで、堂園小森線のことでございます。今回の質問、西原村にとって本当にありがたい質問であるというふうに捉えております。

今の議員が申されました平成18年からの測量設計の調査ということから予算がついて、平成20年度から工事が始まっております。用地買収が始まっております。その間、なかなか進まないということでございます。完成年度はという端的な質問でございますけれども、現在ご存じのとおり、中央工区の施工と用地交渉が行われておりますけれども、中央工区は約620mでございます。そのうちの約半分が、工事が大体なされておると、完成ではございませんけれどもなされておるということであります。本来の目標としては、平

成25年度が中央工区の完成ということで進めておられましたけれども、用地交渉に2つの店舗の用地交渉が現在進めておられますけれども、なかなか難航しておるということで、いましばらくはかかるんじゃないかなというふうに予測しております。

予算につきましても、平成25年度は余り多くはございません。内示額として6,700万円近くの工事費ということで伺っております。平成25年度の工事につきましては、ナフコの前を予定しているということでもありますので、まだまだ西工区、東工区と残っております。中央工区が終わった時点で、多分、西工区に行きはしないかなというふうにも思っておりますけれども、そこにしましても、その沿線、飲食店とか、いろいろな大きな会社とか、いろいろなことがございますので、用地交渉に時間がかかるんじゃないかなというふうに思われます。そういうことで、完成年度につきましては、県の事業でもありますし、なかなか予測も立てられないというのも実際の現状でございます。

渋滞緩和ということでございましたが、この堂園小森線、テクノパークの入り口の交差点まででございますけれども、あの益城工区もなかなか、要するに西の出口を改良しなければ、高遊の中だけをして西の工区をしなければ渋滞緩和にはならないというふうに思っておりますので、一昨年、平成23年度に益城の選出の県議員さん、上益城の県議員さん、そして当時の県会議長等に強く要望し、出口ができないとできませんよと、益城のほうを上益城振興局でありますので、そちらのほうを同時に進めてもらえませんかということで強く要望したので、平成24年度に調査費がつきまして、平成25年度は多分設計に移るんじゃないかなというふうに思っております。この益城区間におきましても詳細設計ができて、あるいは用地交渉、工事となれば、完成までいましばらく時間を要すると思われましても、益城町区間は建物がございます。建築物がないということで、農地でありますので、用地交渉は割とスムーズに行くのではなからうかなというふうに予想をしております。

村といたしましても、ありとあらゆるところにおいて、要望を今しておるところでもございます。阿蘇郡の町村会といたしましても、阿蘇郡の町村会定期総会、あるいは県議会、あるいは自民党県連に毎年要望を重ねておるところでもございます。主要地方道路への道路種別の昇格と道路改良の早期完成にしても要望を出して、直接説明をさせていただいております。

先ほど議員が申されましたように、この前も政策懇談会において、代議士もお見えでございました、県議もお見えでございましたけれども、村の実情を説明し、そしてお願いをし、そしてまた多くの方がおられる前でも堂園小森線のことだけは申し上げたところでもございます。

この堂園小森線は平成15年の俵山トンネルが開通後、南阿蘇へのアクセス

機能が向上いたしまして、熊本周辺はもちろん、遠くは福岡、鹿児島方面からも利用が増加をしておるところでございます。また逆に、南阿蘇から、そしてまた宮崎のほうから、阿蘇くまもと空港、あるいは熊本市へのアクセス道路として利用が増えるなど、九州各県を結ぶ、今はもう重要な道路となっております。

そしてまた、これもいろいろなところに行ってお話しするわけでありまして、けれども、国道57号線の渋滞緩和、そして去年は阿蘇地方で大きな災害がありましたけれども、もし大きな災害があつて57号線が潰れたときには、この道路が大きな役割を果たすというふうに思っております。しかしながら、議員ご存じのとおり、この堂園小森線、道路が狭うございます。大型車の離合にも危険が伴いまして、現在はそういったことで交通量の増加に対し、その機能は果たされていないというふうに思っております。そして、村民、住民の生活と、先ほど田島議員のときに申し上げましたが、児童・生徒の通学路にもなっております。通学の安全にも重大な支障を来していることも十分理解しているところでございます。そしてまた、この道路が完成すれば私どもの村の経済効果あるいは観光振興、産業の振興といったものにも役立つと、そしてまた安心な安全な村づくりにも、そしてまたこの道路が整備をされれば、さらなる人口増にもつながりはしないかというふうに思っております。

この道路、この私どもの西原村の道路ではございません。阿蘇、南阿蘇村、高森町と広域的な道路でもございますので、関係町村とまた連携をとりながら、さらに県のほうに要望していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（泉田洋一君） 2回目の質問に入ってください。

○9番議員（宮田勝則君） 堂園小森線の現状等、村長からもまたお話ありましたけれども、非常に村長も各大臣並びに所管官庁に頭を下げてお願いして、予算はどうにかなると。事業主体である熊本県のほうは、工事をするほうでございしますが、用地交渉も含めてやられにやいかんというところで、用地に非常に難航されておるという現状も申されました。そのことで完成年度が言えないというところでございましたので、非常にもうお金の出る工面の頭を下げたと、その措置は終わっておると。あとは実業部隊の熊本県道路整備課並びに用地課のほうに頭を下げて回らにやいかん状況の中で、本執行部側の産業課のほうもお手伝いしていかんやいかんような状況でございします。

なかなか用地交渉というのは相手がおることですので進まないといった状況の中で、当然、県もお答えできないという状況の中で、道路網に関してはお金が出るという形も、大熊本構想並びに渋滞緩和、小学生・中学生児童及び交通事故解消と、安全な道路をつくるというところで、今、現道のほうにも特に危ないS字のカーブ、危険性の多いカーブ区間を先にやられておるといった状況も踏まえまして、歩道の広い益城町を見ますと3mの道路が両

方についております。真ん中を、畑の中を突っ切っております。メートル単価にすれば40万円ぐらいじゃなかろうかという道路でございます。そういった道路を平成34年までに回答が、終わりますかといったらできないでしょうと。目標には頑張っておりますということでしたが、できない可能性もありますといった道路を頼っていくのか、村として独自に安全な通学路を兼ね備えた道路を、村独自で頑張ってみるのか、前々山本村長は道路網の整備ということで、県道熊本高森線並びに代行事業でありました秋田灰床線、ここに議長がおられますけれども、通称私ども山本道路と、県会議員も山本先生でしたので、そう思っております。次の加藤村長におきましては、土林瓜生迫線、過疎債を使った道路をやられております。そういった中で、幹線になる道路を今のところ村長が計画されておるのが一応安全性を確保する道路ということで、通学路ということで、主に幹線道路にはならない道路、生活道路のほうを整備されております。

幹線道路というところで今後も計画なされる総合体育館等の中をぶち抜くような道路、主に言うと、県のKKWING、あそこの下をどんと道路が通っております。上に駐車場と渡す大きな道路歩道橋があります。あそこまでとは言いませんが、主に東西方向を結ぶ主要な道路、その中をこの総合体育館建設の中に入り込むといった計画をしていけば、総合的な計画をしていけば、予算に関してはもう村長、十分頭を下げられて進められてきておりますので、何とかかなりはせんかと。ウルトラCも最近いっぱい出ております。補正予算債、最近よく出ておりますけれども、当初予算は小さく、補正で組んであとは頑張るといったやり方も裏にはあると思いますので、村としてやる意気がないとなかなか進まん事業でもございます。約3km弱、本村の区間ですね。その総合体育館建設の中をぶち抜くような道路を考えてみたらいかがでしょうか。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）総合体育館の中をぶち抜くと、とてつもない構想の夢のある話ではなかろうかなと思いますけれども、当面、交通渋滞をどうするかという質問でございましたので、要するに益城町が今度、道路をつくるまで空港の駐車場から堂園小森線を横断して、私どもが言う農免道路につなぐという構想があります。あれをつなぐのに平成27年度にまでは完成ができるというようなお話も聞いております。そういうことで、あの道路ができたならば、空港に行く人は右に曲がる、益城方面から市内に行く人は左へ曲がる、そして現道も使えるということでもありますので、あの道路ができれば、この渋滞緩和もかなり緩和されるのではなかろうかなというふうに思っております。そのような状況を少し平成27年度ではできますので、その状況を見させていただいて、なおかつ、まだまだ渋滞があるとなれば、さらなるその中をどかんというような道路も必要になってくるかと思えます。

実際、今言っておかしゅうございますけれども、堂園小森線の改良工事、本来ならバイパス的な道路をつくれれば何も問題はなかったかなと思いますけれども、もうこれは進んでおくことでありますので申し上げませんが、何分にも益城がつくっておる、よその人に頼る話ではございませんけれども、その道路ができれば緩和できると思いますので、いましばらく時間をいただきたいというように思います。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか、締めてください。

○9番議員（宮田勝則君）他力本願でなく、そういった道路も考えて、今ちょうど計画時期に来ておりますので、そういった中を含めて、私としても進言していきたいと思っておりますので、今後よろしく願いいたします。終わります。

○議長（泉田洋一君）以上で本日の議事日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より、議事日程第3号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前11時42分 散会

第 3 号 (6 月 1 4 日)

平成 2 5 年第 2 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 6 月 1 4 日、平成 2 5 年第 2 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 6 月 1 4 日 (金曜日) 議事日程第 3 号

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 平成 2 4 年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 2 | 承認第 1 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 1 号) 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 3 | 承認第 2 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 2 号) 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 4 | 承認第 3 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 3 号) 平成 2 4 年度西原村一般会計補正予算(第 1 0 号) について」 |
| 日程第 5 | 議案第 2 8 号 | 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 2 9 号 | 阿蘇郡西原村と熊本市との間における消防事務の委託について |
| 日程第 7 | 議案第 3 0 号 | 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算(第 1 号) について |
| 追加日程第 1 | | 追加議案の提出の申し出について |
| 追加日程第 2 | 議案第 3 1 号 | 西原村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について |

追加日程第 3 議案第 3 2 号 工事請負契約の締結について

日程第 8 委員会審査報告

日程第 9 発議第 3 号 西原村議会会議規則第 1 2 2 条に伴う議員派遣
について

日程第 1 0 陳情書審議

日程第 1 1 組合議会報告

日程第 1 2 委員会報告

日程第 1 3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（泉田洋一君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 3 号のとおり行います。

日程第 1、報告第 1 号、平成 24 年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

報告第 1 号についてご説明いたします。

報告第 1 号、平成 24 年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成 24 年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し報告する。

平成 25 年 6 月 11 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、平成 24 年度西原村繰越明許費繰越計算書でございます。

今回ご報告いたします事業は、企画商工課の款 2 総務費 2 件、産業課の款 5 農林水産業費 3 件、款 7 土木費 2 件、教育委員会関係で款 9 教育費 1 件の合計 8 件でございます。

翌年度繰越額は 6 億 2,951 万円で、財源内訳といたしましては、国・県等の補助金 4 億 1,664 万 3,000 円、地方債 1 億 2,170 万円、一般財源 9,116 万 7,000 円となっております。

各事業の進捗状況について、ご説明いたします。

西原村光ブロードバンド整備事業、6 月下旬、24 日、サービス開始予定でございます。

河原小学校太陽光発電施設等導入事業につきましては、7 月完成を予定しております。

農業体質強化基盤整備促進事業につきましては、進捗率 11%、平成 26 年 2 月完成予定でございます。

農業基盤整備促進事業につきましては、進捗率 12%、平成 26 年 2 月完成予定でございます。

農業水利施設保全合理化事業につきましても、進捗率 12%、平成 26 年 2 月完成予定でございます。

道路新設改良事業につきましては、進捗率10%でございます。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、進捗率10%、平成26年2月完成予定でございます。

西原中学校大規模改修事業につきましては、平成26年1月完成予定でございます。

3月の補正予算第9号で補正をお願いしたところでございますけれども、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会において、これを議会に報告することになっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、西口議員。

○4番（西口義充君）4番、西口でございます。

お尋ねですけれども、教育費、西原中学校大規模改修事業につきまして、もう入札は終わっていると思っておりますけれども、この中で、先ほどある議員さんからお話を聞いたんですけれども、トイレのことでちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

昨年の議員控室のほうでこのお話は最初ありましたけれども、その中で、トイレにウォシュレットをつけるのかつけないのか質問したと思っております。それは検討しますということでお話がありましたけれども、今回入札が終わって、その図面を確認されたところ、ウォシュレットはついていないというようなお話でございますので、なぜそのような経過になったのか、ちょっと教育長なり、そこら辺でお話を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（泉田洋一君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）ウォシュレットは西口議員からは再三にお話を聞いたところでございます。

ですから、今回入札は終わりましたけれども、おとといの常任委員会でも申し上げましたが、今議会で決定していただいて、あとまた改修ですので、新築の場合はかなりそのとおりに進むわけですけれども、改修の場合、かなりの部分がまた手直し等が出てくるんじゃないかということで、ご指摘をいただいたところはまた変更しながら、変更設計の中でまた変更設計が出た場合、それぞれの議会にまたかけないかということでございますので、その辺を今後お願いするというので、常任委員会には申し上げたところです。

ですから、不備な点がございましたら、その辺をまた点検しながら進めさせていただきますというふうに思っております。以上です。

○議長（泉田洋一君）西口議員。

○4番（西口義充君）今、女性の方も今、トイレにおきましてはどこに行つて

もウォシュレットがないと入りたくないというような状況でございますので、子どもたちにおいては、本当に成長盛りでございますので、前向きに検討していただき、ぜひつけていただきたいと思っております。以上です。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

9 番議員、宮田議員。

○9 番（宮田勝則君）9 番、宮田です。

総務課長の、繰越明許の完成年度の説明の中で、私が聞き間違いとか聞き取り間違いだったらすみませんが、農林水産業費の農業費の一番上です。完成年度が平成26年4月というふうに言われたように聞き取れましたけれども、1月か2月か3月の間違いじゃありませんか。

○議長（泉田洋一君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）2月完成予定です。

○9 番（宮田勝則君）ありがとうございました。結構です。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、坂本議員。

○1 番（坂本隆文君）1 番議員、坂本です。

中学校の改修工事の件でお伺いします。

村外の業者が落札されましたが、下請等、その辺にも出されると思います。西原村にも電気の業者、水道業者、内装業者と多数おられますので、契約される場合には、公務員でありますから、あっせんという形にはできないと思っておりますけれども、西原村にもいろんな業者があるということを紹介されて、あっせんに近いような紹介でもされて、西原村に税金が落ちる、また仕事をされる方々が喜ぶような形をとっていただくことはできないでしょうか。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）お答えいたします。

後で、追加提案で中学校の大改修は契約の提案をさせていただきますけれども、今申されましたように、確かに地元いろんな業者がおられます。そういうことで、今回どれだけ西原村の業者がその中に入って仕事ができるかも、今のところちょっとはつきり把握はしておりませんが、おっしゃったとおり、あっせんはできませんので、紹介だけはさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

○9 番（宮田勝則君）はい、よろしく申し上げます。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑なしと認めます。

これで、報告第1号、平成24年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第2、承認第1号、専決処分の報告及び承認について「西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明)

○税務課長(佐藤光弘君)おはようございます。

承認第1号についてご説明申し上げます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成25年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚目をお開きください。

専第1号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例(昭和39年西原村条例第14号)の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年3月29日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村税条例の一部の改正につきまして、地方自治法の一部を改正する法律が3月29日に公布されました。それを受けまして、西原村税条例も4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分をさせていただきました。

主な内容につきましては、改正する条文よりも新旧対照表でご説明させていただいたほうがわかりやすいと思いますので、主に新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目をお開きください。

第34条の7、寄附金税額控除の一部の改正でございます。

都道府県、また市町村に対する寄附金に係る都道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率100分の2.1を乗じて得た率を加算する措置を講ずることとなったものであります。

同ページの第54条第5項の改正は、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等及び同法人が旧農用地公団法に規定する業務の用に係る固定資産税の非課税措置等の廃止に伴う条例改正でございます。

新旧対照表の3ページをお開きください。

第54条の第7項は、借家等に新たに家屋の附帯設備を増設した場合、増設した者の固定資産としての納税義務者となるとする追加項でございます。

新旧対照表の4ページをお開きください。

第131条、特別土地保有税の納税義務者等の第4項の改正は、独立行政法

人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等及び同法人が旧農用地公団法に規定する農業用に係る特別土地保有税の非課税措置の廃止に伴う条例改正です。

4 ページから 5 ページの附則第 3 条の 2 につきましては、延滞金の割合等の特例の改正でございます。法定納期限を過ぎて滞納物件となった納税義務者に課される延滞金の納期限後 1 カ月以内については、現行 4.3% を 3.0% に、1 カ月経過後、現行 14.6% を 9.3% に、地方団体から納税義務者への還付金等に付する還付加算金については、現在 4.3% を 2.0% へ変更する改正であります。この改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後の適用となります。

新旧対照表 5 ページをそのままお開きください。

附則第 4 条につきましては、法人税の納期限の延長が認められた場合、法人村民税の納期限後 1 カ月以内について、現行年率 4.3% を 3.0% に、1 カ月経過後、現行 14.6% を 9.3% に改正するものでございます。

新旧対照表 6 ページをお開きください。

附則第 4 条の 2 につきましては、公益法人等に係る村民税の課税の特例の改正でございます。

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例を受けた財産等を有する公益法人等から当該財産の贈与を受けた他の公益法人等が当該特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等とみなされた場合において、承認が取り消されたときは、当該他の公益法人等に対して寄附金時の譲渡所得等に係る個人の村民税の所得割を課するものであります。

新旧対照表 7 ページをお開きください。

附則第 7 条の 3 の 2 につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の改正でございます。所得税の住宅借入金等特別控除、通称住宅ローン控除の適用者で、所得税から控除し切れなかった額を個人住民税控除限度額の範囲内で、平成 26 年度から 29 年までの入居者の 4 年間延長し、控除するものであります。これは、平成 27 年 1 月 1 日より施行されます。

新旧対照表 8 ページをお開きください。

附則第 7 条の 4 につきましては、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の改正でございます。平成 25 年より復興特別所得税が課税されるに当たり、ふるさと寄附金のうち 2,000 円を超える額について、個人住民税、所得税、復興特別所得税を合わせて一定限度まで税額を控除することができるよう、平成 26 年度から各年度分の個人住民税に係る寄附金税額控除の特別控除額を、復興特別所得税額の軽減分だけ縮小する改正でございます。

新旧対照表 9 ページをお開きください。

附則第 17 条の 2 につきましては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例の改正でございます。租税特別措置法の第 37 条の 2 及び第 37 条の 3 が削除されているための繰り上げ

条文の改正でございます。

続きまして、新旧対照表の9ページから12ページ、ちょっと長くなりますけれども、見ていただきたいと思えます。

附則第22条の2の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の改正であります。東日本大震災により、その有していた移住用家屋が滅失等をして、居住の用に供することができなくなった納税義務者のその家屋に移住していた相続人が、その家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、その相続人は、その家屋を被相続人が取得した日から所有したものとみなして、移住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができることとなりました。

今回の改正により、居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を、現行3年を、東日本大震災のあった日から以後7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する措置を講ずることとなったものであります。

そのまま12ページをお開きのままお願いいたします。

附則第23条につきまして、東日本大震災に係る住宅借入金特別税額控除の適用期間の特例の改正であります。住宅借入金特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間において、引き続き住宅借入金特別税額控除の適用を受けることが可能となる地方税法の附則条文の1項が追加されたため、項の繰り上げの改正であります。

以上で説明を終わります。ご承認いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第3、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明)

○税務課長(佐藤光弘君)承認第2号について説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をした事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成25年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚目をお開きください。

専第2号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例(昭和35年西原村条例第24号)の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年3月29日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村国民健康保険税条例の一部改正につきまして、地方税法の一部を改正する法律が3月29日に公布されました。それを受けまして、西原村国民健康保険税条例も4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

内容につきましては、改正する条文より新旧対照表でご説明させていただいたほうが説明内容がわかりやすく思いますので、主に新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目をお開きください。

改正の内容につきましては、西原村国民健康保険税条例第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割において、家族の中に国民健康保険から後期高齢者保険医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となる世帯に係る保険料の負担の緩和のため、平等割を移行から5年間は2分の1の軽減措置であった特定世帯に加え、平成25年度より6年目以降も軽減割合を4分の1に縮小して、さらに3年間に限り延長する特定継続世帯が新設されたための条文改正です。

新旧対照表の2ページから5ページまではこの第7条の2及び第23条においても、この特定継続世帯の新設による条例改正でございます。

新旧対照表6ページをお開きください。

附則の15、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の特例の改正です。この改正は地方税法附則第44条の2第2項が新たにふえ、旧第3項を削り、新たに旧第3項の内容を第4項及び第5項に改正、整理されたために一部改正されました。

租税特別措置法「第36条、譲渡所得の特別控除額の特例、最高5,000万円」を、「第35条第1項、居住用財産の譲渡所得の特別控除」への改正は、

租税特別措置法の所得税譲渡所得特別控除の適用を変更して、国民健康保険税において、東日本大震災に係る被災の特例を居住用財産の譲渡所得の特別控除を最高3,000万円と収用法を最高5,000万円や特定土地区画整理事業の特別控除を最高2,000万円に拡大するための条例の変更でございます。

以上で説明を終わります。ご承認いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第4、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「平成24年度西原村一般会計補正予算（第10号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成25年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第3号、平成24年度西原村一般会計補正予算（第10号）。

平成24年度西原村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,562万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億659万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款2 地方譲与税、項1 地方揮発油税譲与税、目1 地方揮発油税譲与税148万7,000円の増額補正でございます。

項3 自動車重量譲与税、目1 自動車重量譲与税158万2,000円の増額補正でございます。

款3 利子割交付金、項1 利子割交付金、目1 利子割交付金23万3,000円の増額補正でございます。

款4 配当割交付金、項1 配当割交付金、目1 配当割交付金31万8,000円の増額補正でございます。

款5 株式等譲渡所得割交付金、項1 株式等譲渡所得割交付金、目1 株式等譲渡所得割交付金9万8,000円の増額補正でございます。

款7 ゴルフ場利用税交付金、項1 ゴルフ場利用税交付金、目1 ゴルフ場利用税交付金399万3,000円の増額補正でございます。

続きまして、7ページですけれども、款8 自動車取得税交付金、項1 自動車取得税交付金、目1 自動車取得税交付金200万5,000円の増額補正でございます。

款10 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税2,912万1,000円の増額補正でございます。

款11 交通安全対策特別交付金、項1 交通安全対策特別交付金、目1 交通安全対策特別交付金15万4,000円の増額補正でございます。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金223万1,000円の減額補正でございます。児童手当等国庫負担金の減額でございます。

項3 国庫委託金、目1 民生費委託金15万円の減額補正でございます。

款15 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金98万8,000円の減額補正でございます。

8ページ、最終でございますけれども、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費につきましては、児童手当等の国・県の負担金及び委託金の減額により、財源の組み替えでございます。

あと、予備費に3,562万2,000円を増額補正いたしております。

歳入において、平成24年度の児童手当交付金及び特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されたことにより、緊急に予算補正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決させていただきました。以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番（田島敬一君）ゴルフ場利用税の交付金、これが増えてきているということは大変歓迎できることだと思いますけれども、この増えた理由というのか、やはり一つの景気の指標になるのかならないのかわかりませんが、やはりそういったことに経済の動向があらわれているのかもしれないが、どのように分析されておられますかお尋ねいたします。

○議長（泉田洋一君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）今回ゴルフ場利用税のほうの増額補正をさせていただいておりますけれども、平成23年度と比較しまして、この交付税が伸びたということではございません。

当初の予算等で低目の予算計上をさせていただいた分で、今回最終的に増額補正となったものでございまして、うちの村に3つのゴルフ場がございまして、平成23年度と24年度を比較しますと、当然伸びたゴルフ場もございまして、お客さんが減られたゴルフ場もございまして、トータルしまして、昨年度とほとんど余り変わらないような交付金となっているということでございます。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

○10番（田島敬一君）はい。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「平成24年度西原村一般会計補正予算（第10号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定しました。

日程第5、議案第28号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）おはようございます。

それでは、議案第28号につきましてご説明いたします。

議案第28号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村介護保険条例（平成12年西原村条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

介護保険法第63条の該当者を減免対象とするため、西原村介護保険条例を改正する必要があるとございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、2ページは改正内容を記載しておりますが、3ページ以降の新旧対照表でご説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、介護保険料の減免事項に関する条項の追加が主な改正内容でございますが、あわせて介護保険条例施行当初からの文言の不備等の箇所を修正、あわせて現在の運用に合わせた改正を行うものがございます。

まず、第3条第3項につきまして、本村では保険料賦課に関し、4月、6月に暫定賦課を行い、7月本算定で年間保険料を確定し、その確定した保険料額から暫定賦課分を差し引き、残りの納期で均等に割り振った場合に100円未満の端数が出る場合がございます。その100円未満の端数を本算定後の最初の納期に合算するという表現に改めるものがございます。熊本県内では暫定賦課を規定している自治体は5団体でございます。

次に、第4条、第5条につきましては、誤記及び脱字等の修正に伴う改正でございます。見ていただければおわかりのように、手で「持つ」という表記になっております。これではなく、これに倣ってというふうな表記に改めます。

その後、ほかのやつも保険料の額という表記は、当初の参考条例に記載してありましたけれども、施行当初からこの表現が漏れておりましたがために、今回改めさせていただくものがございます。

あけていただきまして、5ページの第9条第1項第5号の「その他村長が特別な理由があると認めた者。」の追加でございますが、介護保険法第63条に、刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等を行わないとされております。しかし、給付は行われませんが、保険料の負担が免除される仕組みとはなっておりませんので、給付に応じた負担という観点から、市町村の条例で定めることにより、これらの保険料を減免することは差し支えないとされております。最近では、税や料の納付等におきまして、矯正施設に入所されているため納付されず滞納となるケースがしばしば見受けられております。

熊本県内市町村の減免に関する条項では、その他市町村長が特別な理由があると認めた者等についての規定されている自治体は15団体でございます。そ

のうち、介護保険法第63条に関連する条項を整備されている自治体は9団体ございます。西原村でも、矯正施設に入所中の方で65歳を超えられる方がおられますので、今回、減免の適用ができるような条例整備を行うことといたしました。以上でございます。

あとは、議員各位の質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第29号、阿蘇郡西原村と熊本市との間における消防事務の委託についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、阿蘇郡西原村と熊本市との間における消防事務の委託について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、西原村の消防事務を熊本市に委託するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

平成25年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

西原村と熊本市との間における消防事務の委託について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、村議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

あけていただきまして、別紙、阿蘇郡西原村と熊本市との間における消防事務の委託に関する規約。

（委託事務の範囲）第1条、阿蘇郡西原村（以下「甲」という。）は、次

に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を熊本市（以下「乙」という。）に委託する。

（１）消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）

（２）火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務のうち、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の規定により甲が処理することとされたもの。

（管理及び執行の方法）第2条、委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規定（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担及び予算の執行）第3条、委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2、前項の経費の額及び納付の時期は、甲及び乙の長が協議して定める。

第4条、乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第5条、委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、全て乙の収入とする。

第6条、乙の長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、乙の長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに甲の長に提出しなければならない。

（決算の措置）第7条、乙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を甲の長に通知しなければならない。

（委託事務の適正な管理及び執行）第8条、甲及び乙の長は、委託事務の適正な管理及び執行について定期的に協議を行うものとする。

2、前項に規定するほか、委託事務に関する重要事項につき必要な協議をするため、甲及び乙の長その他関係機関により構成する運営協議会を設置するものとする。

（条例等の制定または改廃）第9条、乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、または改廃しようとするときは、あらかじめ甲の長に通知しなければならない。

2、乙の長は、前項の条例等を制定し、または改廃したときは、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

3、甲の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(消防水利施設の設置等) 第10条、甲は、甲の区域内の消防活動に常時有効に使用することができる水利施設を設置し、維持し、及び管理しなければならない。

(財産上の措置) 第11条、甲は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等を無償で乙に貸与する。

(協議) 第12条、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附則。

1、この規約は、平成26年4月1日から施行する。

2、甲の長は、この規約の告示の際、あわせて、委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3、委託事務の全部または一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。以上でございます。

全員協議会におきまして、県及び事務局より説明をさせていただいたところでございます。

平成26年4月1日の消防広域化を目指し、西原村と熊本市、益城町と熊本市において、それぞれ同文議決をお願いするものでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(泉田洋一君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

せんだっての全員協議会におきましての説明会の折、資料配付が当日だったこともあり、この量のやつを全て目を通すことができずに、当日ちょっと聞きそびれたという状況でございまして、本日の質疑になりますけれども。

この中で、財政シミュレーションの資料等、運営計画ということで資料いただきました中に、23番通信施設ということで、通信指令システムの変更等のお話でしたが、年度が平成26年度の西原村高遊原南消防本部、今の現在のところの益城西原間のシステムが平成26年、それと熊本市側の改正が平成28年5月のこの日時、運用開始は平成28年4月の運用開始ということで2年のブランクの件と、3番のところのここにうたっております高機能通信指令システム整備に伴う庁舎建設ということで、現熊本市指令室内での整備はスペース上の問題で不可能なことから、新たな庁舎を建設するということがこの中でうたわれております。

経費のシミュレーションの中で、共通経費、単独経費ということで分けてあります。そういったシミュレーションの中で、今回の事務委託に伴って、

相当額本村も10年間におきまして経費の削減になるというシミュレーションの中に反映されているのか、この中に少しずつどの程度入ってくるのか、明確に今のところわかれば説明お願いいたします。

○議長（泉田洋一君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）高機能通信指令システム整備に伴う庁舎建設として上がっておりますけれども、広域化協議会の中で具体的にこの通信指令システム整備に伴います新庁舎の建設のほうが上がっているということではございません。

今回の広域化の中で今後新庁舎を建設となった場合に、より有利な財政支援を受けるために当初の運営計画の中で入れ込んでおいたほうが良いということで、運営計画の中に入れてあるものでございます。

熊本市におきましても、この庁舎建設についての具体的な協議がなされているということでもございません。

新しく庁舎建設となりますと、5億円、10億円といった大きな予算を伴うことになるかと思っておりますけれども、当然財産的には熊本市単独経費となります部分と共通経費に算入される部分が出てくると思っております。共通経費となります指令センターの部分になりますと、熊本市、それから益城町、西原村のほうで、基準財政需要額に案分された分の負担が発生するものと思っておりますけれども、この基準財政需要額からいきますと、西原村は大体1%程度になるのではないかなと思っております。

ですから、共通経費分が、例えば、3億円かかったとした場合につきましては、西原村の負担は大体300万円、それぐらいの負担になるのではないかなと思っております。国の補助事業等、有効に活用すれば、さらに負担を減らす部分は少なくなってくるのではないかなと思っております。

先日、県の資料としましてお配りしました財政シミュレーション、こちらにつきましては、この新庁舎建設の経費等につきましては算入されておられません。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）9番議員、宮田議員。

○9番（宮田勝則君）総務課長、ありがとうございました。

これが、ちょっとひっかかっていましたのでお聞きしたんですが、今の説明におかれますと、5億円から10億円、建設費はかかるだろうが、共通経費として計上されるのは、通信指令の設備というか、フロア面積だと、今、私は解釈しましたがけれども、全体の建物のその共有する部分に関しての施設の価格を西原村が負担するのが約1%というお話でしたので、安心いたしました。

この辺が、当日資料配付ということもあり、質疑までもっていきませんでしたけれども、なるべくなら1日前ぐらいに最低渡してもらおうと確認できたかなと思っておりますので、その辺も県の方が来られるケースでしたので、議員側

には配付のほう、少し早目によろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、阿蘇郡西原村と熊本市との間における消防事務の委託について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第30号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第1号）。

平成25年度西原村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,439万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,029万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的、2の緊急防災・減災事業債。限度額、3,190万円。起債の方法は、証書借入。利率は、年7%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正の内容のご説明をいたします。

8 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項 2 県補助金、目 3 農林水産業費県補助金158万1,000円の増額補正でございます。景観農業振興地域整備計画策定事業、経営体育成支援事業補助金でございます。

款16財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入1,321万6,000円の増額補正でございます。村道鳥子団地 5 号線道路付け替え工事に伴う村有地売払収入でございます。

款20諸収入、項 3 雑入、目 1 雑入4,770万円の増額補正でございます。公団造林負担金でございます。

款21村債、項 1 村債、目 2 一般単独事業債3,190万円の増額補正でございます。先ほどご議決いただきました消防広域化に伴い、緊急防災・減災事業債、これが活用できることになりまして、高規格救急車の購入に充てるものでございます。消防広域化支援対策の緊急防災・減災事業債は充当率100%、交付税算入率、元利償還金の70%であります。

消防広域化につきましては、県のほうから5,000万円の交付金があり、西原村に交付される金額が大体1,143万円ほどになるかと思っております。交付金をより有効に利用させていただくために、この交付金につきましては、広域化後のほかの体制整備のほうに充当させていただくならと考えております。

続きまして、9 ページをお願いします。

歳出でございます。

各款におきましては、給料、職員手当、共済費につきましては、人事異動に伴います補正を行っております。また、共済費につきましては、共済組合負担金の負担率変更に伴う分を補正させていただいております。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 8 企画費30万7,000円の増額補正でございます。阿蘇ジオパーク推進協議会観光国際化推進事業負担金でございます。

目 9 電子計算費57万1,000円の増額補正でございます。電算システム改修委託料でございます。

12ページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 農業振興費158万1,000円の増額補正でございます。負担金80万円、補助金78万1,000円を増額しております。

項 2 林業費、目 2 公団造林費4,770万円の増額補正でございます。保育除間伐等工事請負費でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工業振興費1,388万4,000円の増額補正でございます。村道鳥子団地 5 号線道路付け替え工事に伴う登記委託料及び土地購入費でございます。

目 2 観光費48万5,000円の増額補正でございます。滝交流館糸舞季管理運

営委託料でございます。

13ページをお願いします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 消防施設費3,407万3,000円の増額補正でございます。高規格救急車、防災行政無線戸別受信機購入費等でございます。

あと、予備費に453万2,000円減額補正をいたしております。

以上でございます。あとは、議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番（村上貞廣君）3番、村上です。

財産収入の売払収入の中で、ちょっと2点ほどお聞きしたいと思いますが、まず、村道鳥子団地5号線というのは、具体的に場所はどこなんですかというのが1点と。

もう一つ、1,376㎡の9,600円と、これ宅地評価というふうに前回の常任委員会の説明で受けておりますが、この宅地評価というが、これが不動産鑑定地点のどのあたりの9,600円という評価なんでしょうか。その2点について、ちょっとお伺いします。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）まず、第1点のお尋ねになりました道路の場所でございますけれども、場所につきましては、工業団地の中にせんだって買われました九州総合製本の会社と、堀場エステックさんの間にあります道路のことでございます。そこが鳥子工業団地内村道の第5号線ということになっておりますので、その場所を指しているところでございます。

それと、9,600円につきましては、そこに付随します工業団地内の土地の評価で9,600円ということになっております。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）3番、村上議員。

○3番（村上貞廣君）3番、村上です。

1,376㎡というのは、これで今度は土地の財産購入がありますよね。その中に1,229万5,000円で土地購入費と、これ、つけかえの部分の歳出のほうでしょう。じゃ、若干金額的に違う部分というのが出てきますが、これはどういうことでしょうか。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）つけかえといいますと、まず最初に先ほど申し上げましたように、まず、第5号のほうの道路の売却になりますけれども、こちらのほうが一応、用地といたしまして、1,376.77㎡を、間の村道の部分ですけれども、こちらのほうは企業のほうに売却ということございまして、今度、歳出のほうになりますと、村道の新たに新設します部分が、その団地

内にあります用地が1,026.95㎡、そうすると、またそれに隣接いたします農地の道路部分が1,100.717㎡で、購入いたします用地の値段と、団地内にあります宅地の購入の部分が1,200万円ということでございますので、以上でございます。

○3番(村上貞廣君) はい、了解しました。

○議長(泉田洋一君) ほかに質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番(田島敬一君) 10番、田島です。

補正予算の9ページ、8番のところの企画費30万7,000円の阿蘇ジオパーク推進協議会観光国際化推進事業負担金ということで出ておりますけれども、この阿蘇ジオパーク。それから、つい最近ニュースでもありましたけれども、阿蘇が農業遺産に認定されたと、冒頭に村長も挨拶の中で言われましたけれども。それと、もう一つ、これまで蒲島知事を初めとして阿蘇を世界文化遺産というようなことで登録できるようにということで取り組みをされておりますけれども、この3つの関係、ジオパークもなかなか世界遺産には登録できないでいる状況で、国内だけといった中で、この3つの目的といいますか、これを相乗効果としてどのように捉えておられるのかお尋ねいたします。

○議長(泉田洋一君) 村長。

○村長(日置和彦君) 冒頭、開会で申しましたように、5月29日から30、31日にかけて石川県のほうに行って、世界農業遺産国際会議の中で阿蘇地域が世界農業遺産に認定をされました。内容については、冒頭申しましたとおりでございます。世界という冠をいただいたということで、我々西原村の農業がさらに発展をしないかということで期待をするところでもございます。

そしてまた、蒲島知事が言っておりますように、ホップ・ステップ・ジャンプということで、ホップが世界農業遺産、ステップが世界ジオパーク、最後は世界文化遺産ということでございます。これにつきましても、私どものこの西原村にとって、いろんな形で経済効果、あるいは観光面にしましても、いろんな形にしましても効果があるんじゃないかなというふうに期待をしておるところでございます。そういうことでございます。以上です。

○議長(泉田洋一君) 10番、田島議員。

○10番(田島敬一君) 蒲島知事も、ホップ・ステップ・ジャンプということで、この3つを関連づけて取り組みされているということは、私も大変心強く感じておりました。西原村もこの県道、あるいは河原からもグリーンロードということで、一つの入り口ということで大変経済効果があると考えられております。

そういった中で、それに関連した質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか、議長。

その関連しまして、3月の一般質問でも、河原地区の原野ということで、

いろいろな開発構想もございますけれども、私たちもよく考えなくてはいけないことがございますが、例の9haの私有地部分が現況は原野ということでありまして、その中にいろいろな地目が実際にはあるというようなことで、その後、どのような開発構想というのが出てきているのか、もしご存じでありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

9haの私有地でございます。それに開発の何か申請があるのかという内容であると思います。

確かに4月から5月にかけて、3件ほど、3回ほど、開発の申請がっております。しかしながら、書類不備と申しますか、そういうことで受け付けはしていないということでございます。

そういう中、つい先日、6月10日、4回目。これ、それぞれ申請者はかわっております。1回、2回は同じ人だったと思いますけれども。4回目、また申請がありまして、内容は一部修正をしていただかなければなりませんけれども、一応申請を受け付けております。事業等につきましては、印刷工場及び倉庫というふうに聞いております。全ての書類が、何もなく出そろった場合は、村の条例として受け入れなければならないということでございます。以上です。

○議長（泉田洋一君）簡潔にお願いします。時間が足りません。

○10番（田島敬一君）印刷工場と倉庫ということでございますけれども、あそこは地下水の浸透する地域でありまして、印刷であれば、例えば非常にインクを使ったり、そういう環境に対しての負荷があるのではないかと思いますけれども、それはどのように、ボーリングの届け出等、県の許可だとか。

○議長（泉田洋一君）田島議員、そういうのは一般質問でしてください。歳入歳出の予算に対しての質問でございますので。簡潔にお願いします。

○10番（田島敬一君）ということで、ぜひ環境破壊のないように厳しく見ていかななくてはならないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番（田島敬一君）9番目の電子計算費ということで、委託料が出ております。44万8,000円の地方公務員給与削減対応システム改修委託料ということで出ておりますけれども、これは、国家公務員に準じた削減を前提とした補正ではないかと思っておりますけれども、これ、やはり今、経済が非常に縮んでばかりいる状況の中で、地方公務員の給与を削減することは購買力が

低下するし、流れが、購買力がむしろ拡大していかなくてはならない、そうしなければ景気回復できないという、こういう経済情勢でありますから、この項目には大反対でございます。以上です。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、坂梨議員。

○8番（坂梨公介君）8番、坂梨です。

今、一般的に言われておりますように、国のほうでは、この予算につきましては期限がついておりまして、いわゆる震災復興に向けた、みずから汗を流している人たちのために削減しようということで、国家公務員から地方のいろんな公務員の方々の報酬を削減してまでそこに与えようということでございますので、我々もこぞって参加すべきということで、議員の立場じゃなくて、一村民として、やはり何らかの形でそういうふうには援助するのも必要ということで、この予算の中に組まれていますのは意を通しておりますので、私は賛成いたします。

○議長（泉田洋一君）ほかに討論ないでしょうか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（泉田洋一君）起立多数であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

5分間休憩します。

（午前11時25分）

（午前11時31分）

○議長（泉田洋一君）休憩前に続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま議案第31号、西原村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び議案第32号、工事請負契約の締結について、村長から追加議案の提出の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、追加議案の提出の申し出を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

追加日程第1、追加議案提出の申し出についてを議題とします。

村長に追加議案の提出の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君) 議員各位には大変お疲れのところ申しわけございませんけれども、2件の議案の追加提案をさせていただきます。

議案第31号、西原村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国が自治体に求めた削減要請に対し、本村の対応方針を定めたものでございます。

特例期間であります平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、総務省要請に基づき算定した支給減額率を乗じて得た金額に相当する額を減額するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。ご審議をいただき、何とぞよろしくご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第32号、工事請負契約の締結について。

昭和55年に建設いたしました西原中学校校舎につきましては、建設後30年以上が経過し、校舎の老朽化が進み、外壁各所のクラックや建具の老朽化等が目立ってきたところでございます。そこで、平成25年度第1回定例会においてご提案し、ご承認をいただきました平成24年度補正予算の繰り越し事業であります西原中学校大規模改修事業につきまして、設計監理業務委託につきましては、平成25年4月9日に行いました指名入札により、有限会社文化建築社が落札し、平成25年4月16日に契約を締結いたしました。

業務委託料1,139万2,500円、これは消費税込みでございますけれども、その設計書が5月20日提出されましたので、平成25年6月7日に10社参加により行いました指名競争入札におきまして、株式会社橋本建設が1億3,566万円、これは消費税込みでございますが、落札をいたしました。そこで、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては教育課長よりご説明いたしますので、議員各位におかれましては、ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、2件の追加提案でございます。よろしくお願いたします。

○議長(泉田洋一君) 以上で、村長の説明が終わりました。

お諮りします。議案第31号及び32号について、追加議案の提出について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 異議なしと認め、議案第31号及び第32号について、追加議案の提出について許可することに決定しました。

続いて、お諮りします。ただいま提出されました追加議案を日程に追加し、

追加日程第2、議案第31号、西原村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び追加日程第3、議案第32号、工事請負契約の締結について、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 異議なしと認め、議案31号を追加日程第2として、議案第32号を追加日程第3として、議題とすることに決定しました。

追加日程第2、議案第31号、西原村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第31号についてご説明申し上げます。

議案第31号、西原村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように制定することとする。

平成25年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における西原村職員の給与の支給額を減額するため、西原村一般職の職員の給与に関する条例の特例を定めるための条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

西原村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例。

(趣旨) 第1条、この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)の給与の支給額を減額するため、西原村一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年西原村条例第11号。以下「給与条例」という。)の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例) 第2条、特例期間においては、給与条例第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額(西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年西原村条例第18号)附則第7条の規定による給料を含む。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の4.9を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2、特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次に掲げる給与の額から、当該定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与条例第22条第1項から第4項までの規定により支給される給与。当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額。

ア、給与条例第22条第1項、前項に定める額。

イ、給与条例第22条第2項又は第3項、前項に定める額に100分の80を乗じて得た額。

ウ、給与条例第22条第4項、前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額。

(端数計算) 第3条、この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則。

(施行期日) 1、この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(この条例の失効) 2、この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

今回の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、村長の提案理由にもございましたが、国、総務省の要請に基づき算定した支給減額率に乗じて得た金額に相当する額を減額することにより、国の要請にありますラスパイレスを100とするものでございます。

また、村長と特別職におきましては、行財政改革によりまして平成15年から2%、平成16年4月からさらに10%カットをいたしてございまして、県内の町村の中でも、また全国の類似団体と比較しましてもかなり低いこととございます。今回、削減対象としておりません。

また、管理職手当につきましても、平成15年4月から50%カットをしております。郡内近隣市町村と比較しましても一番低い、国の基準からも大きく下回っているということで削減の対象としておりません。以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(泉田洋一君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番(田島敬一君) 今、国家公務員の給与改定減額措置を踏まえてということで提案されておりますけれども、そもそも、先ほども申し上げましたけれども、消費不況の中で経済をいかにしてよくしていかななくてはならないのかということを考えなくてはならないときに、やはり購買力を、役場職員とは申しましても、大変生活はローンがあったり、子育てがあったり、子ども

が学校に行くのに大変多額のお金を出費しておられるとかという状況がある
うと思います。

そういったときに、やはり国は国、村は村、地方自治でございますので、
むしろ西原村が気骨を示すことによって、国の施策は間違いではないかと、
これぐらいの気概を持って、私は、これは反対すべきものと思います。以上
です。

○議長（泉田洋一君）ほかに、賛成討論は。

7番、林田議員。

○7番（林田直行君）7番、林田です。

ただいま反対討論ございましたが、私も先ほど、前回の質問の問題ではあ
りましたが、自治省あたりからの通達ということでやっておりますが、村当
局もそれに倣ってやっております。

そう言われますのも、先ほど説明がございましたように、ラスパイレスで
すか、その地域との兼ね合いを十分加味されてこういう提案をされたもの
と思っておりますので、私たちもそれに倣って国民みんなで東日本災害の復旧
あたりに関連していきたいと考えておりますので、この提案に際しては賛成
いたします。

○議長（泉田洋一君）これより本案を起立により採決します。

議案第31号、西原村一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に
ついて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（泉田洋一君）起立多数であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

追加日程第3、議案第32号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 塚元利文君 登壇 説明）

○教育課長（塚元利文君）議案第32号について説明させていただきます。

議案第32号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項5号
及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条
の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西原中学校校舎大規模改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1億3,566万円（税抜き1億2,920万円）。

4、契約の相手方、熊本県阿蘇郡小国町宮原1978。会社名、株式会社橋本
建設。代表者、代表取締役、渡邊始枝。

この議案につきましては、先ほど報告第1号で承認をいただきました平成24年度の繰り越し事業であります西原中学校校舎大規模改修事業の工事請負契約についてでございます。

6月7日に行われました指名競争入札の結果、株式会社橋本建設が落札いたしました。契約額が5,000万円以上となり、議会の議決が必要となりますので、ご提案させていただきます。議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第32号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

日程第8、総務福祉常任委員会審査報告を議題とします。

委員会審査報告書は、自席に配付のとおりです。

総務福祉常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

総務福祉常任委員会委員長、林田直行君。

（総務福祉常任委員会委員長 林田直行君 登壇 報告）

○総務福祉常任委員会委員長（林田直行君）7番議員、林田でございます。

ただいまより、本委員会に付託されておりました事件について報告を申し上げます。朗読にて報告いたします。

平成25年6月14日、西原村議会議長、泉田洋一様。

西原村議会総務福祉常任委員会委員長、林田直行。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、陳情書受理番号17番。

陳情者、NPO法人はらっぱの家、理事長、土田良治。

件名、地域活動支援センター事業の事業所指定に関する陳情書。

審査の結果、平成24年12月14日第4回定例会において総務福祉常任委員会に付託された本付託事件については、委員会において慎重に審査した結果、

不採択と決定いたしました。

不採択に至りました経過を説明いたします。

12月に議会に提出されましたこの陳情書は、委員会としても調査、検討の必要があり、総務福祉常任委員会付託になったところでございますが、委員会において平成25年1月31日に各課と協議をいたし、2月24日に理事長の土田さんと話す機会を設けました。再度関係各課と審議をしまして、今後の方向性を検討するというので、平成25年3月の第1回定例会で継続審査となったところでございます。

そこで、平成25年5月13日に常任委員会を開催しまして、各課と審議をいたしました。本村におきましては、障害者団体が幾つかありますが、その中でNPO法人にしはらたんぽぽハウスは、平成24年4月より地域活動支援センターにしはらたんぽぽハウスと就労継続支援B型事業所ナチュラルファームいまここの2つの事業所になり、仲間たちの居場所づくりから仕事づくりが始まっております。NPO法人はらっばの家とNPO法人にしはらたんぽぽハウスは、どちらも大変厳しい財政状況の中で、工夫をされて活発な活動をされております。

委員会としましては、NPO法人はらっばの家と村とのどんぐり館の建物の賃借契約が平成29年3月31日で切れますので、それまでの間に行政が中に入ってもらい、NPO法人はらっばの家とNPO法人にしはらたんぽぽハウスが1つになるよう指導をしてもらいたい。また、一緒になりますと、今のにしはらたんぽぽハウスが利用している施設の建物の広さ、老朽化、駐車場などの諸問題が出てきますので、村当局におきましても、今後、今年度基本計画策定されました総合体育館建設等の際に、用地施設の配置などもあわせて検討してもらい、総合的な福祉行政を計画してもらいたいと要望いたします。

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長（泉田洋一君）これから委員会審査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結いたします。自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これから、陳情書受理番号17番、地域活動支援センター事業の事業所指定に関する陳情書を採決します。

この陳情書に対する委員長報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(泉田洋一君) 全員起立であります。

よって、陳情書受理番号17番、地域活動支援センター事業の事業所指定に関する陳情書は、委員会審査の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第9、発議第3号、西原村議会会議規則第122条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号、西原村議会会議規則第122条に伴う議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

日程第10、陳情書審議についてを議題とします。

お諮りします。陳情書の審議については会議規則第95条及び第92条の第2項の規定により、委員会付託を省略して本会議で審議したいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 異議なしと認め、よって委員会付託は省略して、本会議で審議することに決定しました。

陳情書受理番号5番、受理年月日、平成25年5月30日。

9番。

○9番(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

陳情書受理番号5番ということで、陳情書が上がっております。

陳情書の朗読、事務局より省略されていますけれども、陳情書の内容等を見せてもらっております。確かにこの萌の里の周辺関係、馬頭さんのところには伐採されておられます。そういった中で、多目的駐車場ということで陳情書が上がっております。内容等のほうを見てみますと、詳細的なところがまだ不十分でございます。

駐車場が必要というのは、私、萌の里から一番遠い集落のほうから出ています議員ですが、常々そういう方向性は思っておりました。ただし、内容的にもうちょっと精査するところ、駐車場の面積等、200台、今スペースがないということで、非常にその辺もわかります。将来的にどの程度の駐車スペース並びに全体計画を立てていくのか、そのほか、下流域にはほ場整備が終わっております農地がたくさんございます。

また、入会権の発生しておる村有地でもありますので、その辺、もうちょっと委員会として検討させていただいて、よりよい駐車スペースといえます

か、メインになる駐車場を設定できればと思いますので、一時、委員会としてはお預かりしたいと思いますが、よろしく願い申し上げます。

○議長（泉田洋一君）宮田議員の意見は参考にいたします。

陳情書の受理番号5番。

受理年月日、平成25年5月30日。

陳情者名、小森総区長、東和敏。

陳情の要旨、多目的駐車場に関する陳情書。

陳情書の朗読を事務局に行います。

（事務局長 中村義光君 登壇 朗読）

○議長（泉田洋一君）ただいま9番議員、宮田議員より陳情書受理番号5番につきましては、産業教育常任委員会に付託したらどうかという意見がございましたが、産業教育常任委員会に付託するというご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）ご異議がないようですので、陳情書受理番号5番につきましては産業教育常任委員会付託と決定し、閉会中の継続審査といたします。

日程第11、組合議会報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

（「なし」の声）

○議長（泉田洋一君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第12、委員会報告を行います。

各委員から報告がございましたらお願いします。

（「なし」の声）

○議長（泉田洋一君）お尋ねがないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第13、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、坂梨公介君、総務福祉常任委員会委員長、林田直行君、産業教育常任委員会委員長、宮田勝則君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出について承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、これをもって平成25年第2回西原村議

会定例会を閉会します。

午後 0時09分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 泉 田 洋 一

9 番議員 宮 田 勝 則

1 0 番議員 田 島 敬 一